

# 法律や税金のルールはどうなるの

## 法律・制度の概要

NPOという言葉をよく聞くようになってから数年がたちますが、いまだにその実態や活動についてはよく理解されていないこともあります。そこで、このコーナーではNPOのことをたくさんの方に知っていただけるように、その成り立ちや社会的役割などについて考えていきたいと思います。

まず、NPO法人として活動するためには、法律の定めるところによる一定の条件を満たさなくてはなりません。認証を受けていない団体が「特定非営利活動法人」を名乗ると「十

万円以下の過料に処する」となっています。では、「特定非営利活動法人」となるにはどのような手続きが必要なのでしょう。活動範囲が都道府県をまたがらない場合は、都道府県による認証となっているので、行政担当課に申請書類を提出することとなります。その後2ヶ月間の広告・縦覧と4ヶ月以内の審査が同時に行われ、代

表者に結果が通知されます。ここで「特定非営利活動を行うことを主たる目的とする」、「営利を目的としない」など大きく分けて

## NPOってなんだろう

### ~その2~

8項目の条件を満たしていれば認証となり、2週間以内に登記し、県に完了届け等を提出すれば手続きが終了し

### お話の展開

I NPOはどのようなして生まれ何をする団体なんだろう (前回)

II 法律や税金のルールはどうなっているんだらう(今回)

III NPOと行政の役割は

ます。

認証後も、NPO法上の規定や、民法税法などの規定に基づきさまざまな義務が生じます。基礎的な義務としては、定款・事業報告書・会計書類等を当該事務所と行政機関の両方で閲覧できるようにしないといけないため、これらの書類を年1回行政窓口へ提出しなければなりません。また、法人として納税の義務が生じます。

ここで重要な考え方は、NPOが適正に運営されているかを誰が監視するのかということですが、広島県の条例では、県民による監督と県による監督が規定されています。この中で県は、法律などに違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき以外は、報告を求めたり立入検査をするなどの権限を執行しないことになっています。

こうして、行政の監督を必要最小限にとどめるため、通常は情報公開によって県民が監督することとなっています。このことは、形式的な手法による束縛を緩和し、機能性・独立性を重視しているものと思われま

## 課税の解釈

法人税・事業税・法人住民税など、法人として課税システムの対象となります。法人税については法に定められた33業種から生じ

た所得に関して課税し、それ以外の所得は非課税となります。また、事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税され、法人住民税については県民税と市町村民税があり、所得の有無にかかわらず、いわゆる均等割り部分は原則課税となります。法人住民税については、減免制度が受けられる場合もあります。つまり、課税についてはNPO法の精神によるものではなく、その他の公益法人と同じく法人税法などによるものなので、収益事業であるのかそうでないのかがポイントとなります。しかし、この解釈はきわめて

微妙な場合があり、NPO関係の所管課でなく、税の専門家もしくは税務署と相談することが懸命といえます。

### 特定非営利活動の種類

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
2 社会教育の推進を図る活動	11 子どもの健全育成を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	12 情報化社会の発展を図る活動
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	13 科学技術の振興を図る活動
5 環境の保全を図る活動	14 経済活動の活性化を図る活動
6 災害救助活動	15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
7 地域安全活動	16 消費者の保護を図る活動
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
9 国際協力の活動	